

町立公園開園のお知らせ

5月1日から、町民憩の森公園、鉄道記念公園、小野沼公園、尾岱沼みなど公園、本別海公園、風蓮湖畔公園、中西別公園を開園します。皆さんのご来園をお待ちしています。
問合せ／みどり担当（内線1511）

別海町植樹祭 みんなで森づくりに参加しませんか

本町では「大気と森と川と海は一つ」を基本理念とし、自然環境保全を目的に、毎年5月の最終土曜日に植樹祭を開催しており、本年も以下のとおり開催します。皆さんの参加を心からお待ちしています。

- 日 時 5月25日(土) 午前10時から午前11時30分
- 集合場所 役場駐車場 ※バスで会場まで送迎します。
役場駐車場発 午前9時30分 会場着 午前9時40分
- 植樹地 別海町ふるさとの森
- 必要なもの 長靴、軍手、スコップ

※会場の駐車場には余裕がないため、バスをご利用ください。

別海町植樹祭の活動費の一部は「第14回ニトリ北海道応援基金活動」から助成を受けています。

問合せ／みどり担当（内線1611～1613）



「はかり」定期検査のお知らせ

検定証印や基準適合証印のついた正確な「はかり」も、使用しているうちに誤差が生じる場合があります。

そのため、商店や病院などで取り引きや証明に使用している「はかり」「分銅」「おもり」は、計量法に基づき2年に1回行われる定期検査を受検することが義務付けられており、検査に合格したものでなければ使用できません。

令和元年は定期検査の年です。必ず検査を受けましょう。

※代検査計量士の検査を受検した計量器は、定期検査を免除されます。

※町では、平成29年実施の定期検査を受けている方を対象に事前調査を行いますので、平成29年に検査を受けていない方は、下記担当にご連絡ください。

検査日時

- 5月21日(火)
午後1時30分から午後4時30分
西春別ふれあいセンター
- 5月22日(水)
午前10時から午後4時 野付漁業協同組合 荷捌所
- 5月23日(木)
午前9時から正午 別海町役場 本庁舎
午後2時から午後3時 別海漁業協同組合 荷捌所
午後4時から午後5時 中春別農業協同組合



問合せ／商工・労働担当（内線1623・1624）

別海町ふれあいキャンプ広場について

別海町ふれあいキャンプ広場は有料施設ですが、遊具および一部の歩道（下記図面参照）については自由に利用することができます。

また、遊具をご利用いただいた場合、管理棟横のトイレを開放しますが、トイレのみの利用はご遠慮願います。

なお、遊具付近に水道はありませんので、必要な場合はご持参されますようお願いいたします。



問合せ／観光・交流担当（内線1622）



中小企業振興事業について

本町では、別海町中小企業振興基本条例に基づき、次の補助制度を実施しています。

1 別海町商店街の皆さんを支援します

商店街の振興、地域経済の発展のためのイベント等を開催し、販売促進や集客拡大を企画する団体を支援します。

- <補助対象者> 商店街の活性化のため、積極的な取り組みを図る経営者および団体
- <補助対象経費> 広告宣伝費、景品費、会場設営費
- <補助金額> 補助対象経費のうち自己負担経費の2分の1以内で上限20万円

2 一般住宅の新築・増改築をする皆さんを支援します

町内建設業の振興と地域経済の発展を支援するため、町内業者に発注して住宅の新築・増改築・改修をする方に対し補助を行っています。

- <補助対象者> ①町民もしくは別海町に移住する方で本年度中に住宅を新築、増改築または改修する方
②本人が町税を滞納していない方
- <対象工事> 町内の建設業者と契約した下記の工事を含む住宅の新築・増改築・改修
 - ①国土交通省・通商産業省告示の「新省エネ基準」の断熱性能に適合する外壁、屋根、天井、床または窓等開口部の断熱工事
 - ②断熱工事と併せて行う高効率給湯器、高断熱浴槽、節水型トイレ、高効率照明器具（LED等）の工事
 - ※②の工事は、①の断熱工事と併せて行った場合のみ補助対象となります。
- <補助金額> 新築工事 補助対象工事費の20%以内で上限75万円
増改築工事 補助対象工事費の40%以内で上限50万円

3 別海町で起業する方を支援します

新規開業、新分野進出または空き店舗の利用により、新たに事業を始める方に対して補助を行います。

- <補助対象事業> ①開業支援助成 新規開業に関する事業
②経営拡大助成 新分野進出等による経営拡大に関する事業
③空き店舗利用促進 空き店舗を利用して新店舗とするなど、既存店舗からの移転に関する事業
- <補助金額> 開業支援助成 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限100万円
経営拡大助成 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限50万円
空き店舗利用 対象経費のうち自己負担額の2分の1以内で上限50万円

4 人材の育成を行う企業を支援します

自社に必要な人材の育成を図るための研修受講費用に対して補助を行います。

- <補助対象者> 町内に主たる事業所を有する中小企業者のうち町税の滞納が無い方
- <補助対象研修> (独)中小企業基盤整備機構が主催する研修で、町内に住所を有する事業主または従業員が受講する研修
- <補助対象経費> 受講者1人にかかる受講料、宿泊費、交通費の実費で上限64,000円（1人1年度1回まで・1企業1年度2人まで）

各補助に当たっては、このほか細かい要件等がありますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

問合せ／商工・労働担当（内線1623・1624）